○農林水産省告示第千二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内字終南乙三五六九、乙三五七二、乙三五八四、乙三五九〇、乙三五九五、乙三六二七の三、乙三六六九の一、乙三六七二、乙三六七三の一、乙三六七三の二、乙三六七三の四、乙三六七四の三、乙三六七九、乙三六八一、乙三六九四、乙三六九九、乙三七〇〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡池田町宮地字段原一一七の二、一一二六の二、一一二七の二、一一三一、一一三六、一一四一、一一四二の一、一一四三の一、一一四五の一、一一四六の一、一一四七、一一四九の一から一一四九の三まで、一二〇〇の一から一二〇〇の三まで、一二二六、一二二七の一、一二二七の二、一二二八、一二二九の一、一二二九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県高崎市倉渕町三ノ倉字柏木山四五五〇の二二、四五五〇の二五、四五五〇の三二、四五五〇の七六

(一)　指定の目的　水源の涵養

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　保安林の所在場所　群馬県高崎市榛名山町字山ノ神六四四、みどり市大間々町小平甲二一五四、乙二一五四、甲二一五五、乙二一五五、甲二一五六、乙二一五六、甲二一七一、二一七一の二から二一七一の四まで、桐生市黒保根町水沼字向山六六九の七、吾妻郡中之条町大字上沢渡字久森二四五一の一、二四五一の四

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字久森二四五一の一、二四八〇の四

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区青根字髙瀬野三三一七・三三二二の三・三三二四の三・三三六六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三三六四の一から三三六四の三まで、三三六七、字背野原三四一六の三、三四一八、三四二五、三四二六、三四二八、三四二九の二、三四三〇から三四三二まで、三四三三の一、三四三四の二、三四四四、三四四五、三四四七の二、三四四八から三四五三まで、三四五四の一、三四五四の二、三四五五から三四五七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県南足柄市矢倉沢字茗荷入一八五七、一八六〇の二、一八六一の一、一八六二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び南足柄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○北海道開発局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十号及び二百三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道天塩郡豊富町字上サロベツ二七二番二から同町字上サロベツ二九八七番一まで	前	二二・九メートル	六九・九一キロメートル
	後	三五・六～七七・八	八三・三五
北海道天塩郡豊富町字上サロベツ七七一四番一地内	前	七四・七九	六〇・〇〇
	後	七四・八〇	〇〇・〇二七